包括連携に関する協定書

秦野市(以下「甲」という。)と株式会社ファミリーマート(以下「乙」という。)は、次のとおり「包括連携に関する協定書」(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に密接な連携及び協力を図ることにより、 市民サービスの向上及び地域のにぎわいの創造に寄与することを目的とす る。

(前提)

- 第2条 甲は、乙が展開するコンビニエンスストア「ファミリーマート店」(以下「ファミリーマート店」という。)には直営店(乙の直営方式によるファミリーマート店)及び加盟店(フランチャイズ方式によるファミリーマート店。)があり、乙から独立した経営主体である加盟者が加盟店を経営していることを理解する。
- 2 甲及び乙は、次条に定める連携事項を行うファミリーマート店(以下「対象店」という。)については、別途協議のうえ定めるものであることを確認する。

(連携事項)

- 第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項(個別に 又は総称して以下「連携事項」という。)の詳細について事前に協議し、書 面により合意したうえで、対象店が連携事項を実施できるよう、連携し及び 協力する。
 - (1) 地域の暮らしの安全安心に関すること。
 - (2) 災害時の支援協力に関すること。
 - (3) 子ども・青少年育成に関すること。
 - (4) 地域経済の活性化に関すること。
 - (5) 秦野市の魅力等の情報発信に関すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、市民サービスの向上及び地域のにぎわいの 創造に関すること。
- 2 甲及び乙は、定期的に、連携事項の詳細等について協議するものとする。

(協定内容の変更)

- 第4条 甲及び乙は、相手方から本協定の内容変更の申し出を受けたときは、 その都度、相手方と協議のうえ、本協定の相応の変更を行うものとする。 (免責)
- 第5条 乙及び対象店は、第3条に定める連携事項について、日常業務に支障 のない範囲で協力するものとし、協力した結果等において、万が一問題等が 発生しても、その責任を一切負わないものとする。

(情報開示等の取扱い)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た秘密情報(文書、電磁的記録 その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成され た資料を含む。以下「秘密情報」という。)を第1条の目的のために限り使 用するものとし、その他の目的に使用しないこと、及び事前の相手方の書面 による承諾なく秘密情報を第三者に開示又は提供等をしないものとする。本 協定が終了した後も、また、同様とする。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、本協定の 有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相手方に対する書面による 特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その 後も、また、同様とする。

(疑義の解決)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定について疑義が生じたときは、甲 及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。 以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、 各1通を保有する。

令和6年5月17日

- 甲 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号 秦野市長 高 橋 昌 和
- 乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号株式会社ファミリーマート代表取締役社長 細 見 研 介